

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第28号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。まず、今なぜこのタイミングでこの附則を追加されたのか、出されたのか。

もう1点、現状、支援員は研修を修了していない人はいるのかということ、2点お聞きしたいと思います。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の改正でございますが、国の通知により令和5年4月1日からみなし規定が適用される旨の通知がありました。今回の改正に至った経緯につきましては、検討した結果、今回の改正となったものでございます。

なお、2問目の質問でございますが、現在支援員の資格に不足はしておりませんので運営に支障は生じておりません。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず、3ページ新旧対照表ごらんください。職員に対する経過措置、改正前はこの条例の施行の日から令和2年3月31日までの間ということで経過措置、令和2年3月31日でもう終わっております。厚生労働省、参酌する基準として令和5年3月31日までという案は示しましたが、大治町は採用しておりません。経過措置、過ぎたものをまた新たに経過措置を設けるのは条例改正のやり方としてはできない、間違ったやり方です。やるならば本則でやるべきことを附則でやっている。これは間違った条例改正だと思います。

あと2点目、先ほど国からの要綱が示されたとあります。私持っております。それは

こども家庭庁が令和5年4月12日付で出している「放課後児童健全育成事業」の実施について」でそこに要件、同じようなことが書いてあります。これは条例改正を見込んでいる要綱ではなくて、市町村の条例上、補助員でもこの要綱に合えば支援員としての補助対象とするというそういう要綱でございます。条例改正のものでありません。これはこども家庭庁、また愛知県に確かめております。ですからこそ4月12日という年度を過ぎてからの通知でございます。要綱でございます。また、ここら辺近隣、令和2年3月31日で附則が切れているところで条例改正やっているのか少し調べましたら、隣のあま市と大治町ぐらいで本来政府からくる条例改正を促す通知ならば、もっと多くのところからこの条例改正出てくるべきであるのではないかと思います。というので、これは条例改正を促す通知ではない。

最後に、社会福祉協議会の担当者さんにお聞きしましたところ、今不足はないということですが、非常に苦勞してやられているのは、資格を持っている方が来られる。やはり研修を受けるまでは支援員になれないので補助員としてやっていただいて、直近の県の研修に遠くでも行っていただいていると。三河のほうでも行っていただいていると。先生方、本当に頑張ってやっていただいている。なのに、今しっかりやっていただいているのにそれを無にするような、緩和するこんな条例改正認められないと思います。また、子供にとっても研修受けなくて支援員になる。子供にとっても本当に不幸なことだと思います。間違った条例改正である以上、取り下げべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、まず1点目の質問ですね。間違っていると思うと、それは意見としてということですか。

○11番（吉原経夫君）

だから、最後に条例を取り下げべきだと。

○議長（松本英隆君）

2問目、これは通知ではない。これも通知ではないという意見ということでよろしいでしょうか。

○11番（吉原経夫君）

はい。

○議長（松本英隆君）

質問としては1番最後の部分の一つということですか。

○11番（吉原経夫君）

取り下げべきだと、はい。

○議長（松本英隆君）

それも取り下げべきだという意見。

○11番（吉原経夫君）

取り下げるかどうか、最後だけ質問は。取り下げるべきだ。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（大西英樹君）

1点目の御質問で附則を改正する手法がやり方が間違っているという御指摘をいただいておりますが、附則を改正する改正というか、法律でも条例でも愛知県の条例、町の条例、法律でも多々あるやり方という認識をしております。

もう1つは、我々が専門家にこの条例を議会に出す際には審査を委託しております。そういった場に出しても特に問題はないという、この手法で間違いないという結論を得て上程に至っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に質問はございませんか。

[「取り下げるかどうか、その質問は。条例を取り下げる」の声あり]

○議長（松本英隆君）

吉原議員、これ提案出されて、出した後に取り下げますという回答はないとは思いますが、どう思いますか。

[「できると思います」の声あり]

○議長（松本英隆君）

できるんじゃないにそういう回答はないと思いますが。

他に質問ございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

附則の改正はあり得ますが、経過措置です。経過措置というのは新しいものをつくったときにそこまでは猶予しますということです。経過措置があってもまだまだ不十分でまた経過措置延ばすことはある。ただ、経過措置一旦切れたものを新たにまた経過措置をつくるというのは、これはあり得ない。一旦、だって本則では決まっていることなんだからやらなきゃいけない。ただ、経過措置であるという猶予がある。延ばすのはできますよ。切れたものを新たに経過措置をつくったら経過措置の意味がないじゃないですか。

いつまででもできる、新たにつくれば。だから本則を否定するような附則になるわけだから。本来条例改正は本則でやるべきだと、経過措置を過ぎたものは。附則だけの改正はありますよ。ただ、これ経過措置。過ぎた経過措置はもうつくれないんです、経過措置は。基本的にもう。本則でやるしかないのもその点。僕は間違った条例改正だと思うんですが、やり方として。お答えください。

○総務部長（大西英樹君）

現状残っている附則、これは経過措置であってもそれを使って、例えばそれを消してまた新たにつくるという手法もあるんでしょうけれど、それを今ある経過措置を一部改正していくという手法は、それは議員がおっしゃる解釈は議員の解釈としまして、我々行政としては間違った手法ではない。ですので、取り下げるといふ予定はございません。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

一度出したのは取り下げることにはできない。そういうふうには聞こえますが、私もどこも家庭庁、愛知県、担当者にお聞きしました。当然、市町村が決めることだからですが、経過措置を過ぎたものを新たに経過措置、国とか県、それはやっぱり……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、同じ質問ですか。回答はいただいています。

○11番（吉原経夫君）

あと……

○議長（松本英隆君）

同じ質問ですか、違いますか。

○11番（吉原経夫君）

わかりました、違う質問に変えます。今、充足されている。本当に社会福祉協議会さん、先生頑張っていてやっていると、なのに緩める。緩和する必要もない。それは子供にとっても不幸なことです。なんでそこまでして経過措置、新たにつくって緩和する必要があるんですか。困っていれば別ですよ。何で今やる必要があるんですか、それを。やれるかもしれませんよ、総務部長。何で今困っていない、努力していただいている。子供にとっても不幸なことをなぜ今やるんですか。それがどうしてもわかりません。教えてください。

〔「子供にとって不幸なことって何、どういうこと」の声あり〕

○11番（吉原経夫君）

研修を受けないで。

〔「研修受けずになれるわけない」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

済みません、皆さん、静粛にしてください。

今の質問は、この条例改正をなぜ今やるかということ。

○11番（吉原経夫君）

はい。

○議長（松本英隆君）

それ最初の質問の鈴木議員の答弁であったと思います。繰り返してよろしいですか。なぜこの時期にということ。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほども申し上げましたが、国の要綱の改正が市町村には4月20日付で通知がまいりました。それに基づきまして内部で検討した結果、今後の支援員の補充に支障を来す可能性があると考え、今回改正するに至ったこととなります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他に質問ございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。現状不足はしていないが、今後確保していくためにということでしたが、配置の多分基準があるのかなと思うんですが、現状利用者の人数と支援員の配置の基準、あとは有資格者の支援員と無資格の補助員で業務の違いがあるのかなのか。大治町ではどういった業務をしているのかを教えてください。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在、支援員に不足はございません。支援員の数でございますが、現在常勤の職員が3名ございます。そちら全ての方、支援員の資格を持ってみえます。それ以外に5月1日現在になりますが、3クラブありますが16人の方の支援員がおみえになります。補助員の方は26名となっております。支援員の方と補助員の業務でございますが、基本的には支援員の方が子供を指導といいますか、します。そこをサポートするのが補助員の役割となっております。

現在、済みません、各クラブの人数ですが夏休み以降待機はないということは把握しておりますが、各クラブの人数につきましては済みません、今手元に資料がございませんので後ほどお答えさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第29号令和5年度大治町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

2番八神議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。4点質問させていただきます。

まず30ページ、下のほうの大治町役場駐車場整備工事についてです。こちらは何台分の車が置けるように整備をするのかをお聞かせいただきたいです。

2つ目に32ページ、12の委託料、LAN配線の業務委託料についてです。こちらはどいういったものを委託するのかをちょっと具体的に教えていただけると助かります。

3つ目に54ページです。新型コロナワクチンの接種事業費。こちら3名の方が申し込みをされて2名の方が承認を受けたというふうに説明をいただきましたが、この2名の方はどいういった症状で承認をされたのかを御質問させていただきます。

4点目、最後に60ページ、下の段の工事請負費のところですね。河川のカメラの設置工事なんですけど、こちら済みません、説明であったかもしれないんですが、場所の再度確認をさせていただきたいです。どこに設置するのかということと、また、これがいつからライブカメラが見られるようになって、町民の方が見えるようになるのかを御質問させていただきます。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

では、まず1点目の30ページ、役場駐車場整備工事の台数についてですが、駐車台数としましては23台予定しております。

続きまして、32ページのLAN配線敷設等業務委託料。こちらどいういったものを委託というお話でございますが、まず2階の旧保健センター内、こちらこども家庭センターへ改修をさせていただきます。その中で今現状では倉庫になっている場所になりますが、そこにはLAN配線というものが床には配線されておられませんので、そちらについてネッ

トワーク、LAN配線を敷いていくという作業になります。1階につきましても今子育て支援課の事務室、そちらのエリアがなくなりますのでその分福祉部エリアを西側に広げていくということになりまして、民生課・長寿支援課・保険医療課のそちらの事務机を横にずらしていきます。そうなりますとまたこちらについてもLAN配線敷き直しという形になりますので、そちらに伴う費用ということでLAN配線の資材及びその専門的な知識が必要となりますのでその工事費について見込んでおりまして、その敷設工事を委託するとそういった内容となっております。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

54ページでございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費、健康被害給付金にかかるものでございますが、今回認定を受けられました2名の方の症状ですが、主に発熱やけいれん、それから発疹などが出たということで認定をされたものでございます。以上です。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

河川等監視カメラ設置工事の場所についてなんですが、まず1カ所目が花常地内の円楽寺川、花常の浄水場の角に信号交差点がございまして、そちらを西方向へ下りますと花常の河川にゲートがございまして。そのゲートの周囲、周辺にまず1台。それから西條の第3排水機場。こちら福田川沿いにあるんですが場所で見ると秋竹橋、あま市と大治町にかかっている福田川にかかっている橋になるんですが、その上流側、北側に西條第3排水機場がございましてそちらのほう。それから3カ所目が小糠田川。こちら三本木の深田の中になるんですが、平安会館のすぐ北側のあたり。最後4カ所目が砂子第1排水機場。こちらが新川の川東になるんですが、新川にかかっている砂子橋の少し上流側になるんですが、そちらの4カ所を予定しております。

それから、いつから見れるようになるかとの御質問についてですが、4月からの供用運用開始を予定しております。以上です。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。54ページ、ワクチンの件についてももう一度質問させていただきます。3名の方で今2名の方が発熱・けいれん・発疹ということだったんですが、今1名の方は申し込みをしている状態で症状としては同じ症状になるのか。また違う症状なので例えば承認がおくれているとか、審査しているところになるのでしょうか。ちょっとそこを質問させていただきます。

もう1点、60ページの先ほどのライブカメラのほうなんですが、例えば砂子の新川の東ということだったんですが、これはカメラの向く方向としては新川のほうを映すのか、また用水のほうを映すのかも御質問させていただきます。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

今現在申請中の方の症状ということですが、この方につきましても症状としましては

発熱・倦怠感、あと吐き気等の症状が一部ちょっと歩行困難というものがあるということですが、認定される時期につきましては国の審査会の進捗ということでこちらではなかなか把握ができない状況となっております。以上です。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

砂子第1排水機場につけるカメラの向きについてですが、東側向き、用水路側に向けて映すことになっております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。まず28ページなどですが、会計年度任用職員共済組合負担金などですね、最低賃金の改定に伴うものが多いんですが、今まで余り最低賃金改定で変わるということは少なかったようなんですが、結局もともと幾らだったのを幾らにするのか。やはり最低賃金と同じ額にしたら次の年、また最低賃金上がると毎年変えなきゃいけないし、ということもありますのでそれぞれ違うかもしれませんが、大まかに何円から何円にするのかというのをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、45ページ46ページですが、国民健康保険特別会計繰り出しということでシステム改修についてですが、システム改修やらなきゃいけないのはわかるんですが、ちょっと保険医療課長も議案説明などと言われて条例改正まだだと。条例改正まだで条例の内容、条例というか改正の内容、どこまで行政側もしくは会社側、条例改正ができていけば、もしくは同時にやっていくならわかるんだけど、そこら辺内容がわからない以上システム会社もできないし、条例改正がおくれているとって内容だけはわかっていて条例改正がおくれているのか。ちょっとわかりませんが。普通条例改正おくとって内容は内容の理解もおくれている。行政側がおくれれば当然会社もどうやって直すんだとなるので、そこら辺はどうなるのかちょっと心配なのでお聞きしたいと思います。

あと66ページ、学校運営協議会委員報酬。昨年度の忘れということなんですが、これ学校運営協議会、昨年2回開かれている。教育委員会の報告書も出ていますが、1回目は払われているんですね、出ていないということは。1回目出していて2回目忘れる。ちょっと理解できないんですが、そこはなぜなのか。以上、まず3点お聞きしたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず28ページ以降の会計年度任用職員、最低賃金の御質問でございますが、愛知県の最低賃金、現在では986円が10月1日から1,027円になります。これに基づきましてパート賃金を1,027円以上という形になりますので、大治町の会計年度任用職員、規則によりまして最低賃金を上回る最低の号給を支払うという規定がございますので、給与表に基



づきますと1,027円を超えた時給となりますと1,028円、または1,029円というのがその直近上位の金額になりますのでそちらに改定をいたします。もとにつきましては、事務補助については今基本的には、例えば事務補助、いろんな職種がありますが事務補助員は977円から1,006円までの範囲と決められておまして、今最低賃金が986円なのでそれ以上の金額を支払っているところなんです、それが今回の最低賃金の改定に合わせてまして1,028円だったり1,029円という形に変わります。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

では、国民健康保険の特別会計への繰り出しの質問をいただいております。このシステム改修についてですが、今回この産前産後の制度は6年の1月に開始されるということで我々のほう進めておるところでございます。そのような中でこの制度に対応したシステム改修が必要になってくるというところで、現在のシステムベンダーとも調整、打ち合わせをしておる中で、やはり2カ月3カ月導入には時間がかかるであろうということがわかってまいりました。そんな中でどのぐらいの中身が精査されたものができるかというところで、いろいろとこまでも予算計上させていただいた中では整理はしてまいりましたが、さらに詳しくここにきて条例の準則的なものも出てきておりますので、それに向けて再度契約に向けては整理したことをやっというところと今考えておるところでございます。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

学校運営協議会委員報酬、なぜ1回目は払っているのに2回目は払っていないのかというところでございますが、1回目につきましてはこちら昨年度設置しました委員会となりまして昨年度がスタートになります。1回目につきましては新しく委員さん任命しましたので支払口座の確認をさせていただきまして、その流れで支払いをしておりましたが、2回目についてはちょっと課内のほうで失念しておりまして支払いをされていないという状態になっておりました。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今、国保のシステム改修ですが、そういう内容を整理してきてまだ整理し尽していないというような感じで、当然補正予算通ったとして、またそこから話し合いだと思んですが、まだまだ整理しきれないというようなふうにも聞こえたんですが、もう整理しきれているならそれでいいんですが、条例改正も9月に間に合わなかったと。条例改正よりシステム改修のほうが先に予算組むなんて聞いたことないので、そこら辺もう少し詳しい説明をお願いしたいというのと、もう1つ、学校運営協議会ですね。2回目失念していたということで、またいつ気がついたのか。それは委員さんからの申し出なの

か、内部的に気がついたのか。そこをお願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

少し繰り返しの答弁になるところもあると思いますが、1月にシステムを動かそうと思いますとやはりそれなりの時間が必要となってまいります。そのような中で今回のこの制度については計算が複雑なところが多々あるというところがございますので、やはりそれに合わせて動かすためには今回のタイミングでお願いをするものでございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

いつ気がついたのかということでございますが、こちら委員さんからの申し出ではなく、こちらの内部のほうで8月2日に気づきました。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

国保システム改修の時間が必要だというのは理解できました。ただ、条例改正を本来はこの9月議会に出すべきだと。出せなかったのはいろいろ事情があるかもしれませんが、条例改正もしないでシステム改修するって本来あり得ないので、それに条例改正いろんな大変なことがあるかもしれないけれど、国が法律通しちゃった以上、それはつくらなきゃいけないものなのでそこはお願いしたいと思います。

あと運営協議会についても1回目出されて、それは委員の方みんな気がついていてと思うんですね。それで8月2日、委員の方も気がついているのに言えなかったんじゃないかなど。ちょっと余りにも委員の方に失礼じゃなかったかと思うんですが、そこら辺委員の方に謝罪等は行われたんですか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

委員の皆様には私のほうから連絡を入れさせていただきましてお話しさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

8番若山議員。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。54ページ、資源物等搬出場所設置工事ですが、これ既存の今現状あるやつを移設するという事なんですが、その経緯を教えていただければ。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

こちら借地になっておりまして、現在土地の所有者の方から今年度中に返却をしてほしいという要望がございました。他の場所でお借りできるめどができましたので移設と

いう形になります。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子でございます。1点お尋ねいたします。63・64ページですが、総合防災訓練事業費、元気な愛知の市町村づくり補助金（チャレンジ枠）とあります。これは多分8月19日のイベントだと思っておりますが、このチャレンジってどういうことにチャレンジされたのかお尋ねいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

ページでいきますと歳入のほう16ページ元気な愛知の市町村づくり補助金の87万4000円、こちらの御質問だというふうに認識しておりますが、こちらのチャレンジ枠につきましては市町村が行います先進的な新規事業、こちらに対して補助がつくものでございまして、今回そちらのほうを申請させていただいたところ交付決定がございましたので計上させていただいたものでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

8番若山議員。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。先ほどの続きなんですが、現状のもの、現状の施設というか置き場より今回のやつは大きさというのはどのぐらいの大きさに変更になるのでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

現在60平米のものを今回237平米のものになる予定でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12番林議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。先ほど質問がありましたが、60ページの河川の監視カメラの件です。詳しいことは常任委員会で聞きますが、さくっと聞きたいんですが、いいことだから非常にいいと思いますが、これをどこでモニターを監視して住民が安心安全に移動ができたり、避難できたりということは誰がどういうふうに判断していくのか、さくっと今の構想を教えて、細かいことは常任委員会で聞きますけれども。どういうふうに考えてみえるのか。大変いいことだから私は大賛成ですが。要するに町民に対する役割としてはどういうふうにするかということを知りたいんですが。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

町民の方たちに対してということですが、町のホームページに外部リンクを貼りまして、そちらで24時間動画の映像を見ていただいて住民の方たちの自主避難の判断とか避難行動に役立てていただくという形になっております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に。

12番林議員。

○12番（林 哲秀君）

モニターを動画で出せることはいいことだと思いますが、要するに個人で避難をするというふうに考えても避難場所が開いていなかったりいろいろしたらどうするんですかね。ただ指示するんですかね、そんなことは。僕はこの間もちよっと委員会で言いますけれど。水が上がってきた。隣の方みえたんだけどそこには出ていなかった、避難場所。誰がどういうふうに指示するの。せっかく連れてこれるんだから、利用しないきゃいかんじゃないか。誰見てくださいじゃ、そんな普通に川見ればわかるじゃないですか。

○議長（松本英隆君）

林議員、わかりました。座ってください。

○総務部長（大西英樹君）

今回この導入を考えましたのは、まず全国にもよくある件なんですけど、大雨が降ったときに河川、水路を見に行き行って事故にあわれる方もやっぱり多いと思います。福田川それから主要な河川について情報提供をすることによって外に出なくても河川の状況がわかるというものをまず開示していきたいというところです。少し道路が冠水しますと水路と道路の際、もしくは水路と田んぼの際がわかりづらいと。そうしたところで車が脱輪したり歩行者が転落したりということは避けていきたいということがまず第一。それから、それを見ながら自主避難ということは主幹が申し上げましたが、今我々が水害に、特に台風等につきまして避難所を開設するときには明るい時間帯、これは台風が来る大分前であっても安全に避難ができるような時間帯を確保しながら職員の配置も十分整えながら努力しておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12番林議員。

○12番（林 哲秀君）

部長の話はよくわかりますし、テレビ・ラジオでも水路を見に行かないと言うんですが、結局僕たちは大体は使えるとすれば年配の方が多いと思うんですよ。多分見るのは。そういうときにそのモニターを見てくださいよと。いっぱいじゃないですかと言えないわけよ。だから、ざくっとそれは使える方が8割みえるかもしれない、スマホとかインターネットとか。だけれど、そういう形ではないという方が、今度委員会で話をします

がみえるということを入りに入れていかないと、結局やりました、言いましたでは宝の持ち腐れになっちゃうのでそこら辺はもう少し上がってきたらサイレンを鳴らすとかそういうのを広報、マイクを流すとかいうような形をとっていただきたいという、意見はいんですが要望でございますのでそこら辺もちょっと検討していただきたいと思います。あとはちょっと委員会のほうで話をします。

○議長（松本英隆君）

回答はよろしいですか。

○12番（林 哲秀君）

はい。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。それでは、まず5ページ、債務負担行為。スポーツセンターリノベーション事業ということで先日一般質問のほうもさせていただきましたが、こちらのカフェ部分につきましては回答をいただいたときには採算性を求めるものではない。そういったものでカフェ部分については運営をしていくという回答をいただきましたが、カフェ該当部分の概算設計、こちらの債務負担行為を算出する際の見積もりでカフェに該当する施工費というのは幾らほどになるのでしょうか。

また、今後こちらの採算につきましては、採算を求めるものではないということで回答はいただきましたが、採算についての試算でしたりとかこういったものについての運営について何か検討はなされたのか。また、今後それは行っていくのかということについてお伺いしたいと思います。

続きまして30ページ、こども家庭センター改修工事ということでこちらのほう廊下のほうに2台ドームカメラ、そして事務所内のほうに人感センサー、熱線のセンサーですね、パッシブセンサーを2台つけられるということですが、センサーだけではこれは起動しないものなので、これは警備会社何か増設するものなのか。本体の構成につきましてこちらのほうを御説明をいただければと思います。

続きまして60ページ、河川等監視カメラ設置工事ということで幾つかお伺いしたいと思います。まず無線でこちらのカメラを送るということになっておりますが、もう一度無線のこの回線の説明というものと、あとこれの810万円ということで費用が上がっておりますが、カメラの設置工事そして町民が見るためのシステムの構築の費用。また、それについての委託費用などを少し分けて費用について教えていただけるとありがたいです。そしてもう1つは、今後のランニングコストです。今後こちらについて、サーバー等もしくはサイトの運営費用、もしくは委託費用がかかってくると思うんですが、現段

階でこちらは幾らと試算をされているのでしょうか。そして、もう1つ、こちらについて先ほど少し御意見がございましたが、危険水域につきまして、河川について、そのカメラの目視先に例えば浸度表みたいなもの。こういった目安になるようなものを設置したりとか今後そのカメラを見た瞬間に水位の上下というものを把握しやすい考え方はあるのか。また、モニター上で例えば危険水域に達したときに危険水域ですとか文字とか何か表記が出るのか。または、ここが何々川ですよというふうに表記などされるのか。こういったカメラの画角といいますか、今の画面においてどのような表示がされるのかといった機能についてお伺いしたいと思います。以上です。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

5ページの債務負担行為補正のところでございます。カフェの設計の費用ということで工事費の費用ということで御質問をいただいております。こちらにつきましては、直接工事費になりますけれどもカフェの厨房機器ということで1790万円を計上させていただいております。それから内外装につきましては、建築工事一式のほうに入っておりますのでよろしくお願いたします。

2点目でございますがカフェの採算につきまして、どのような検討がなされておるかということでございますが、こちらにつきましては十分庁内のほうで検討をしまして施設運営のほうはしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

続きまして30ページ、こども家庭センター防犯カメラ等設置工事の中の熱線式検知器2台についてでございますが、こちらにつきましては今現状で宿直室のほうにもととの感知の装置がついております。既存の1階の事務室に今検知器がついておまして、廊下にもついておるんですが、それにプラス今回2台を追加して行くとそういったものになりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

まずは、カメラで映しました映像を地域BWA、役場庁舎の屋上にありますアンテナにまず映像のデータが飛びます。その後、それで受けたものを町のホームページで受けまして、外部リンクから映像が流れるというものになっております。

次に、810万円につきましては、まずカメラ4台の設置費。ポール式と共架式というものがあるんですが、それぞれポール式が1基当たり195万円、それから共架式が約95万円。あとシステムの構築ということで50万円を計上しております。

それからランニングコストにつきましては、電気代とそれから保守等が考えられるんですが、今運用に向けてそのあたりは検討しているところでございます。

次に危険水位を表記するものという御質問ですが、今現在は予定はございません。

最後、画角の中で河川の名とかが表記されるかという御質問についてですが、ホーム

ページ上で円楽寺川河川ライブ映像みたいな形で表記を考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

60ページ、再質問になります。こちら先ほどお答えいただいた中でちょっと台数とかがわかりかねましたので、ポール式が何台で共架式というものが何台という形でもう一度台数とそちらの金額はわかったんですが、教えていただければと思います。

今のお答えをいただいたホームページの中の見えるビューのところでも分河川とか枠とかでうたってあるよというような説明の仕方だったと受け取ったんですが、再生を押したときの画面の中に表記は映るのか。見てしまった瞬間にそこが何川かがわからなくなるよとかそういう形なのかというものが一つと、あとはこれは4つのカメラがありますが、済みません、最初に聞けばよかったです1台1台ということですね。4台分割で見れるとか一遍に見れるよということではないですよ。よくケーブルテレビとかの河川の映像とかだと4カ所のやつが同時に映ったりとかがあるじゃないですか。ああいった形で映るのか。単体でカメラ1台1台、何々川のカメラ、何々川のカメラというふうな形で見ることができるのか。こちらについても一度ちょっとお伺いをしたいと思います。

続きまして、先ほどの5ページ、債務負担行為の採算の件について回答をいただいたんですが、今後検討していくというふうには聞こえたんですが、今の段階で来客数だったりとか現状のスポーツセンターの来客数だったり、時間帯での人数など示し合わせた結果、何パーセントぐらいの方の需要が見込めるとかこういった試算はまだされていないということですか。カフェがそもそも設立されるかとかその基本構想の枠の段階だよということと試算されていないのか。試算したけれども細かい数字まで出していないよということなのか。もう一度こちらについて回答いただければと思います。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

失礼しました。カメラのポール式とそれから共架式のそれぞれの基数ですが、ポール式が3基、それから共架式が1基になります。

あと、映像についてですがそれぞれ単体で考えております。以上です。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

スポーツセンタープール跡地部分のカフェ運営の御質問でございますが、来場者数等の算定でございますが、昨年度行いましたリノベーション事業基本構想の中ではそのようなことは行っておりません。ですので、今後におきまして適切な事業運営になるよう庁内でも十分検討させていただきたいと考えております。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

少し私のほうからスポーツセンターのカフェの部分について補足をさせていただきます。あそこのスペースは御説明申し上げておりますとおり、町民のにぎわえる施設ということではいろんな交流ができるようなスペースというふうに検討しておるところであります。そうした中でカフェもしくは物販のコーナーも設けていこうと思っておりますが、その運営についてどういう条件で費用負担をしたほうがいいのか。例えばどのような営業時間、休日、いろんな管理の手法、そういったところを今スポーツ課だけではなくて全庁的に検討しておるところです。そういった条件を取りまとめて今後具体的に業者ないし運営先とお話ができるような条件定義を今しているところでございますので、例えば議員がおっしゃるようなカフェは何席ぐらい用意できるかとか、そういったところも具体的に示していかないといけないというふうに思っておりますので、今はこれは実は去年からずっといろいろと協議を全庁的にしておるところでございますので、またそういったところがお話ができる状態になったら議会の皆様には御報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

まず60ページのカメラの件で再々質問という形にはなるんですが、現状予定地といえますか、その画角、撮られるカメラにつきましてどのような角度でどういうふうに撮られるかというのを先ほど少し質問があったと思うんですが、これにつきまして例えば先ほどの危険水域の目盛りをつけようとかそういった形のとくに見づらかった、そういう考えが生まれたときに見づらい。例えば画角が移動できたりとかこれは今見ているものをズームアップしたりとかそれを変更できるのか。つまりポール式で立ててしまって固定式であるからもうこの画角しか映せません。でも若干やっぱり見づらかったとか時間帯によっては日の反射によって見にくいとかいうおそれがあるわけじゃないですか。立ててからでないといけない条件も出てくると思うので、家が建ってしまって陰になるとか。こういったものを踏まえて、このカメラについては今後移動性、もしくは画角の変更性というものはあるんでしょうか。こちらが1点と、あと5ページの債務負担行為について、もし今の段階で検討しているというふうにももちろん途中の段階でということはあると思うんですが、この最初に積算した段階である程度の構想というものとか試算とか今のスポーツセンターの集客率でしたりとか収容率といいますか使用率でしたりとかそういったものをもとに算出をされている部分はあるかと思えます。今の段階で資料だったりとか検討したものについて、この前御提示いただいた資料以外にこちらに御開示いただくことというのは可能でしょうか。以上です。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）



御質問のありました画角についてですが、現在、固定式で考えております。ただ、なるだけ水位がわかるような画角でというのは考えていく必要はあるのかなと思います。以上です。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

資料の提示が先日のもの以外にできるかという御質問でございましたが、こちらのものこれ以外のものについて資料の御提示のほうは今のところ考えてございません。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田議員。

○1 番（池田耕介君）

42ページの健康公園整備事業費に関連をして、この公園の開園までのスケジュールと現状でどのような設備を考えているのか。想定があれば言える範囲でお願いしたいのが1点と、もう1点、スポーツセンターに関連をして参考資料で出していただいた機能相関図を見ていて、機能相関図のほうに子どもの居場所・スタジオのところで乳幼児向け・幼児向け・児童向けというふうに説明の図があります。きのうの一般質問でもちょっとありましたが、小学校高学年から中学生に関しては走り方教室のようなものを考えているという形でしたが、現状町内の子供の遊び場で考えたときに例えば児童センターは小学生までしか使えないようであったりとか、小学校の校庭開放は中学生以上は利用ができなかったり、基本的にはちびっこ広場なんかも児童の遊び場というふうになっていて中学生はどこに行ったらいいのかなというのが自分の思いとしてはありまして、この機能相関図の乳幼児向け・幼児向け・児童向け、児童は小学生までを指すと思うので、これは多分中学生は多分もうここでは遊ぶことはできないのか。もしくは安全に配慮したら遊んでもいいよというふうなのか。そのあたりをもし現状、今後設計をしてもらってなるかなとは思いますが、現状決まっていることがあれば教えていただきたいです。

2点お願いします。

○議長（松本英隆君）

池田議員、2問目のやつはページ数はどこのページでしたか。

○1 番（池田耕介君）

参考資料で出していただいた機能相関図。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

まず1点目、公園の完成までのスケジュールでございますが、土地購入後令和6年度の当初予算におきまして公園の設計業務委託料、その後6年度の12月補正で公園整備工事費を計上させていただきまして、7年度への繰り越し事業として整備を進めたいと考えております。その後7年度中の完成予定を目指して進めていきたいと考えております。

また、2点目の公園でのどのような遊具、器具をとということでございますが、これから設計に入りますのでまだ決定ではございませんが、今想定できておりますのは多世代の方が利用できるストレッチや軽い運動などができる健康遊具を設置していきたいと考えております。以上でございます。

○教育部長（水野泰博君）

今回のリノベーションの中の子どもの居場所、遊び場のエリアですね。中学生がちょっと見当たらないのではないかという御質問だと思いますが、これ実は昨年度基本構想策定委員会の中、あるいは先ほど総務部長からも話がありました。役場の中で部次長会という部分がありまして、そんな中でもやっぱり中学生の居場所については検討させていただきました。そんな中でスポーツセンターの利用現状といたしまして、空き時間というんですか、夕方の4時から6時ぐらいが実は余り使われていないようなところがありますので、そういったところを利用して、今回一部スポーツセンターのもとプールの跡地の改修ということでは言っておるんですが、スポーツセンターをどういうふうにご利用していこうというのは全員でしっかりと検討いたしまして、その空き時間等を利用して部活を行っている子については部活ができるのであればスポーツセンターで、部活動していない子についてはやりたいスポーツがあるのかどうか、そういったところもアンケートも去年とらせていただきましたのでそのアンケートとかも利用しながら、その空き時間で中学生の居場所についてもしっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで5分間の休憩とします。



午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第30号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。8ページ9ページお願いいたします。下のほうにある共済組合負担金、会計年度任用職員です。これ当初予算に上がっていないんですが、何か月分ぐらいの予算でしょうか。

あと、国保電算システム改修業務委託料です。条例改正まだですがシステムの改修に時間がかかるということで理解はできるわけですが、内容的に見て、改正の内容的に見て国保運営協議会をやっぱり開かなきゃいけないような改正内容なんですが、国保運営協議会は開かれたんでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

まず9ページの共済組合負担金でございます。こちらにつきましては確かに当初予算には上がってございません。当初予定されておりました会計年度任用職員の予定じゃない時間の見込みが多い方を採用することができましたので、少し予算の新設をさせていただきながらちょっと流用をさせていただきながら現状まで進めておるところでございます。今回補正につきましては9月から3月分までの中で7カ月分を見込ませていただいております。

運営協議会を開いたかというところでございますが、まだ今回この件運営協議会については今回のこの議題には当たらないということで開いておりません。

○11番（吉原経夫君）

まず流用されたということですが、4月の当初でなければ流用するしかないと思いますが、ただ、今9月で本来なら6月に足りなければ組むべきではなかったのか。流用をずっと続けているというのはどうかなだし、聞かなければそのまま流用の実態もわからないし、ちょっとそこら辺どうなのかというのと、運営協議会ですね、条例上は、決まり上は条例改正のときにやるわけですが、支払いに関する条例の改正があった場合。ただ今回のシステム改修、条例改正を前提としたシステム改修なのでそれは後からやって

もいいと言われるかもしれないけれど、内容的には提案される前に運営協議会を開いていただいて委員の皆様にご説明すべきではなかったのか。やることをシステム改修を決めたからお伺いするというのはちょっと委員の方に失礼ではないのかなと思うんですがどうでしょうか。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、1つ目の質問は6月にやるんじゃないかということ。2問目は失礼じゃないかということ。

○11番（吉原経夫君）

運営協議会を当然前に開いていくべきじゃないかということです。

○総務課長（佐藤友哉君）

1点目の共済組合負担金、会計年度任用職員の今回国保会計のことですが、こちらにつきましては常勤職員、会計年度任用職員の事務補助、こちら合わせて人事異動等に伴う補正ということで例年9月に予算の補正を行っていくということでよろしくお願いたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

運営協議会の件についてでございますが、今後の予定としまして条例改正をする前には開催する予定でございます。そんな中で今回のこのシステム改修については、この協議会の任務というところの内容に審議をもちろん報告はしますが任務には当たらないということで判断させていただいております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

まず人事異動に伴うものではございますが、頭出ししていなければ、頭出ししてあれば人事異動で9月でやるというのはわかるんですが、頭出ししていないのでそれは流用が続くことになるので足りなくなるんじゃないかと。これはどうなのかということと、運営協議会のその規則だとか条例改正でそういうお金関係がかかわる条例改正ですが、システム改修と条例改正、もうセットのものだからそれは次回以降やはりこういう案が出る前に運営協議会を開いていただきたいと思うんです。その2点お願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず1点目の流用についての御質問でございますが、常勤職員も今までもそうだったんですが、当初で予算で計上したものについて職員手当等々頭出ししていない部分もございまして。そこも含めて9月の人事異動等に伴う補正ということで今までも対応しておりますので会計年度任用職員についても同じような対応をお願いします。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

運営協議会の開催のタイミングもあるかとは思いますが、ちょっと今回この規則につ

いて改めて御説明させていただきますと、規則の第2条にその任務というような条文がございます。そのところでまず一部負担金の負担割合に関することでしたり、保険税に関する事、また保険給付の種類とか内容の変更に関する事、そういったところに照らし合わせながら今回判断させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

2番八神議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。9ページの一番下の国保電算システム改修業務委託料について御質問させていただきます。

システムが改修、変更が必要だということだと思っておりますが、今現状使っているシステムを大幅にリニューアルするのか、また新しいものを導入するのかという点と、パソコンにインストールしたりとかすることもあるかなと思っておりますが、そのあたりどのようなものを委託していくのかを御質問させていただきます。

○保険医療課長（水野克哉君）

システムにつきましては現状のシステムをベースに使っていきます。こういった制度改正が行われますとそのタイミングごとにパッケージが出てまいりますのでそれを据えつくと。それで今のシステムをバージョンアップしていくような形で進めてまいります。以上です。

○2番（八神太紀君）

今、パッケージを追加してバージョンアップということだったんですけども、そのバージョンアップする費用がここの約700万という金額でよろしいのでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

はい、その通りでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第4、議案第31号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

6ページ、7ページですね。お願いいたします。歳入のことですが、介護施設等整備事業費補助金。これ歳出と絡めてですが。愛知県から補助金をいただいてそのまま民間事業者さんにお渡しすると。当然建物関係とか設備関係できてから渡すから問題はないと思うんですが、ただ、民間事業者さんどれぐらい営業を続けられるかわからないので。ただ県の方は何年とか規定があるのではないかと思うんですよ。やりだして1カ月でやめちゃって補助金どうなるのかと。そこらへん規定、当然その規定に満たなければ大治町は愛知県に返さなければならぬ。大治町は民間事業者から返してもらいますが、そこが現実的には難しいと思うんですが。そこら辺の規定はどうなっているでしょうか。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

規定でございますが、町の要綱に基づきまして補助金の方は交付させていただきますが、町は要綱は県の介護施設等整備補助金交付要綱に基づいてつくっておりますので、県の要綱では何カ月で廃止になったら返還とかそういう規定はございません。ただ、開設できなければ当然そのあたりは、整備事業完了後に補助金の交付となりますのでよろしく申し上げます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。13ページ委託料ということで、介護認定審査会LAN配線敷設等業務委託料ということでこちらについて先ほどの補正予算でも上がっていたように、現行のLANからハブとかLANを敷設するための費用に加えて、今回東部消防の方から大治町の備品・財産などが引き上げになってこの介護審査認定審査会の部屋の構築にそのような備品が使われるということで備品の費用などが上げられていないのか。このあたりの費用について。これは工事費だけなのでしょうか。まずはこちらについて伺います。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

介護認定審査会LAN配線敷設等業務委託につきましては、多世代交流センター内で介護認定審査会を行うためにLAN配線の敷設及び介護保険のシステムを使えるようにマイナンバー系のネットワークを構築するための委託料でありまして、今回東部消防から帰属される備品とは関係ございません。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

お答えいただければ。議題外になったら済みません。こちらについての審査会の設置費用といますか、事務所等の構築費用はまた別で上がってくるというふうに今の段階で見込んでみえるのでしょうか。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

職員が使うパソコンとか端末につきましては町のほうで一括で購入しておりますので、その端末を活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第5、議案第32号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6、議案第33号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、予算決算常任委員会に付託します。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第34号令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原でございます。222ページをお願いいたします。公有財産購入費、土地購入費の429万9164円でございます。これは次の224ページにある砂子防災公園はこれにつなげるための都市計画道路の土地購入費でございます。しかしながら、防災公園とは違いまして土地収用法ではなくて公有地の拡大の推進に関する法律による買い取り事業で行われております。この事業では大治町、都市計画地域ですので条件がございます。面積100平米以上じゃないと適用ができないという事業でございます。しかしながら、この事業ですね、面積が74.38平米で大治町は津島税務署に申請してそういう許可がおりております。これは本来1500万までの控除は受けられない、なのになぜなっているのかということか、そういう事態を町側は把握しているのかということ。また、この状態でしたら控除を受けられて確定申告、地権者がされれば、当然されていると思いますが、今年度の町民税など控除は受けられていると思うんですが、そこら辺今年度の町税など控除はどうなっているのか。そこをお聞きしたいと思っております。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。



午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

公共用地として取得、100平米未満というところですが、公共用地として取得しようとする一団の土地については、今回のケースは取得目的が異なる場合においては用途ごとに100平米未満になるケースもございますが、全体として100平米以上となっております。よろしく申し上げます。

○議長（松本英隆君）

他に。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今回、令和4年度の決算で出て429万9164円ですか、この1件だけです。令和4年度は。似たような同じ目的だとしても年度をまたいではそれはできない。同一年度で隣接しているとかそういう条件の方は認められる場合がありますが、年度をまたいで合算することはできません。明らかにこの令和4年度1件しかありません。1件で出されているから74.38で、それで出されていて税務署認められていると。ということは、これは今の答弁だと正当であると。控除は正当であるというようにとっていいんですか、行政側の答弁として。そうすると控除もされておると。個別の事例で町税などの控除もしちゃったということでもいいんですか。以上、お答えを願います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今回の街路用地とそれから公園用地につきましては、同一年度で購入しております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

基本的に言いますと砂子防災公園は土地収用法です。これは大治町が地権者をお願いしているところです。隣接する道路としては都市計画道路ですが全部やるわけじゃなくて一部ですから、公有地の拡大の推進に関する法律でやっています。これは現状では大治町が地権者さんをお願いしている件かもしれませんが、法律的には地権者が大治町に買い取りをお願いする。だから上限がある。都市計画地域は100平米以上と決まっているんです。さまざまな条件で合算できる場合がありますが、同一年度で1件しかない。防災公園なんか合算なんかできるわけない。法律が違う。明らかに間違い。そういう認識がないようですね。ということは、そのまま町税なども控除しちゃったのか。税務署がどうやられるかどうかは言うことじゃないので、所得税に関しては。ただ、町税などはどうなっているのか。大問題だと思いますよ、これは。法律違反であり、税金が絡むことですから私も今回3回目なのでできませんが、きちっと答弁していただきたいし、こ

これは委員会のほうでぜひやっていただきたい。1件こういうのがちょっと不明朗というか、あれば、全部がそういうふうに思われちゃう事業になっちゃうのできちっとそれは事実関係明らかにして説明をしてください。あとでどんどん出てきちゃったら困ることなので、どうでしょうか。お願いいたします。

○総務部長（大西英樹君）

公有地拡大推進法に基づく用地の買い取りは届け出と申し出というのがあります。これは企画政策課が担当しておりますので私のほうから申し上げますと、まず地権者が町・県・国、そういった公共的な機関に公共用地として買い取りを希望する場合、これは100平米以上が対象になります。今主幹が申し上げましたとおり今回購入した土地というのは都市計画街路と防災公園が隣接する一団の土地です。これを公有地の拡大の推進に関する法律、公拡法と申し上げますが、公拡法の制度としては地権者が買い取り希望100平米以上あればできるんです。これを大治町がこれは道路、これは公園、制度が違うから100平米未満のところは対象にならないと言い切れるのかどうかというところはよく調べました。これは県と国それから税務署とも、関係機関とも調べた上での結論です。議員がこれは法律は間違っていると、違反しているところこの場でおっしゃられますが、我々としては関係と十分協議をして法律にも照らし合わせて認識をして処理を進めておりますので、この場で法律違反とおっしゃられるのはどのような根拠をもってされておるかわかりませんが、我々としてはこういう処理をしております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

8番若山議員。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。196ページ、成果報告書107ページ、消耗品費塵芥処理事業費の消耗品費ですね。ごみ袋の購入費、予算額で1750万、決算額で2000万ですが、これ多分単価が上がったのでこういう金額になったと思うんですが、特に不燃ごみの大ですね。単価を見ると20円なんですよ。これ今後という言い方は変かもわからないですが、この辺の考え、どういうお考えなんでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

ごみ袋、今不燃ごみの大という御説明をいただきましたが、今ごみ袋の販売金額が20円に対して原価が20円ということで、何と言うんでしょうか、それに乗せた分がない。いわゆる収集運搬の手数料にもなっていないということだとお聞きして答弁させていただきますが、当然毎年単価は変わるわけですが、この問題に関してはごみ袋全体、全項目に関して海部地区環境事務組合構成団体で常にどういったものが一番ベストなのかということも踏まえて日々議論を重ねているところでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

8番若山議員。

○8番（若山照洋君）

検討というか考えはしているんだけど答えはまだ見つかっていなく、将来的に、将来のことを決算なので言ったらおかしいと思うんですが、値上げとかそういう考えも頭にはあるということでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

我々今、構成する団体の中で考えておるのは当然ごみの減量化と再資源化というのを大前提の中の一つの項目の中のごみ袋ということになるんですが、全体で捉えておるんですが、いかにごみの減量化というものを考えていくかという中でごみの有料化というのが全国的に起きておると考えております。そういった中で今後金額についても当然それが何がベストかということも踏まえまして検討を重ねているところでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。1つだけちょっとお伺いしたいです。ページ数は162ページ、成果報告61なんですが、民生費ですね。子育て短期支援事業委託料3万6000円。これはいいんですが、このファミリーホームケチャップハウスというのは町内にあると思うんですが、大治町にあるということで書いてあるんですが、日ごろから町としてのかかわり方、普通はこのケチャップハウス、初めて私聞いたものですからファミリーホームケチャップハウスというのは、どのような関連でお仕事してみえるのかということと、日ごろ大治町がどのようなつながりをお願いしているのかということをお伺いしたいんですけど。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

ファミリーホームと言いますのは、里親の方で少し受け入れの人数がたくさんできる小規模の施設になります。そちらのほうでも預かり、子供の預かりの人数によって短期

支援事業としてお願いできましたので委託契約をしているところでございます。今回利用に当たって了解が得られましたので利用させていただいたという経緯でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

わかりました。では、今後もずっといいことですがつながりがあるってお願いしていくというふうに考えておっていいですかね。

○子育て支援課長（古布真弓君）

はい、このまま引き続き続けていきたいと考えております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。まず、決算審査意見書のほうから……

○議長（松本英隆君）

決算書のページをお願いします。

○5番（鈴木康友君）

決算審査意見書のほうの5ページ。

○議長（松本英隆君）

いや意見書じゃなく決算書。

○5番（鈴木康友君）

決算書につきましては……、ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時42分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に。

10番林 健児議員。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。248ページをお願いします。4年度で民間プールを活用して非常に我々

も見に行っただんですが非常にいい取り組みだなと思うのですが、1594万7187円ということで55日間使ったというような報告が上がっています。これ民間プール活用したときと通常の学校のプールを使ったときの何か大きな差があれば教えてほしいんですけど。というのと、メリットとかよかった点というか。

それから280ページ、スポーツセンターリノベーション事業の基本構想。これ予算で1328万8000円ということで今回決算で484万、執行率36.4%ということで、これ大変安く済んだと思うんですが、何かその理由があれば教えてください。よろしくお願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

民間プール活用事業支援委託料についてでございます。大きな差とかメリットについてですが、こちらは屋内プールでの活用となりますので天候や気温に左右されることなく計画的に水泳の授業のほうを実施することができております。また、これまでの学校での水泳指導ございましたが、民間クラブのインストラクターの専門的な指導法も加えることでより高い安全性の確保、また児童の泳力向上を目指して行うことができております。そういったところが上げられますのでよろしくお願いします。

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（太田悦寛君）

比較、直営でやっていたときと委託にしたときの比較ですが、済みません、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので後ほどまたお伝えさせていただきますのでよろしくお願いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

スポーツセンターリノベーション事業基本構想策定業務委託料の契約金額の執行率のお話でございます。こちらのほう指名競争入札で6社、全社応札で決定したわけですが、特に業者さんのほうからはぜひとも業務を受注したかった、そういうようなお話をいただいておりますが、それ以外のところは少しわかりかねるところでございます。以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午前11時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（水野泰博君）

まことに申し訳ございません。費用の比較ですが、ちょっと手元に資料がございません。また後ほどお知らせします。私の記憶ではですが、当初導入のときにですが単年度の比較であればやっぱり民間のほうが高いということですが、数年後想定されるろ過機とかポンプの修繕、あと改修等を入れていきますとそれでも民間のほうが若干高かったというような記憶でございますが、また後ほどお知らせしますのでよろしく願います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

10番林議員。

○10番（林 健児君）

今、民間プールについては予算1849万8000円ということで今回86.2%。これプールの日数とか人員も含めてある程度想定してあったのでこれに近い数字が出てくるのかなと思ったんですが、約86%ということで14%ぐらい少ないんですが、これは当初の見込みと違っておったというところがあるのかということと、さっきのリノベーションのもので非常に安くなるのはいいんですが、今回デザインビルドということで設計施工ということでその分安くなった分が次の工事費に反映されるようなものではないのかということ、そこをちょっと知りたいんですが、そういうことがないかということをお教えいただきたいと思います。この2点お願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

プール活用支援業務委託料のほうですが、予算の時点ではクラス数について概算で見込んでおまして、実際4年度でクラス確定したところで授業を組んでみたところ金額のほうが下がったということになっておりますのでよろしく願います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

工事費に反映されないのかという御質問でございましたが、リノベーション事業基本構想業務委託のほうでもさまざまな事業内容について検討してまいりました。その中でこちらの設計施工一括方式が事業期間等を勘案しまして適切ではないかという結論に至りましたものですから、その中で決定したものでございます。よろしく願います。

す。

○10番（林 健児君）

今聞いたのは1330万ぐらいの設計の予算に対して484万ということで約36.4%なんですね。当初の見込みというのは今までの実績をもとに、こういった工事の実績をもとに出された金額だと思うんですね。もう何回かやってきておるので。それに対して実際入札したのが36.4%のところに入札した。デザインビルドということでデザインと建て方と一緒にやるという状況だもんですから、別に工事費に反映されていなければ全然それは問題ないんだけど、せっかくデザインビルドでやるのに少しでも同じ仕様であれば少しでも安くやりたいというのが我々の町民の願いだと思うので、その辺のところこのデザインビルドの理由はわかったんですが、この安くなった分が工事費に反映されないか、そこだけは見ておいてほしいということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。質問はありません。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。234ページの自主防災組織補助金なんですが、7団体の自主防災組織の中で今回資機材購入費ということで安否確認タオル3万8000円、馬島地区防災倉庫10万円ということで上がっておりますが、この自主防災組織が要望すれば補助してもらえと思うんですが、この上限はあるのかということと、あと私の周りにも安否確認タオルが欲しいという方もいるんですが、自主防災組織しか支給はならないのか。入っていないとならないのか。全員今後住民に配る予定はないのかというところでちょっとお聞きしたいと思います。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

補助金の上限につきましては、当然申請前に御相談いただきながら自主防災団体とお話しして申請をしていただいておりますという形で、内容については事前に御相談いただきながらやっておりますのでございます。

また自主防災団体、そちらのほうにつきましては我々も設立に向けていろいろ周知をしている段階でございますのでよろしくお願ひします。

上限につきましては20万円という形でございますので、1年目につきましてはその満額という形でございます。それ以降につきましては2分の1という形になっておりますのでよろしくお願ひします。

〔「タオルの件」の声あり〕

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

済みません、議長。

○議長（松本英隆君）

続けて。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

タオルにつきましては、こちらに関しましては物が必要だという方ですかね。我々どもはいろいろ啓発品考えてはおりますが、タオルを固定しては考えておりませんので、今後いろんな物は検討していきたいとは考えております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。それでは12ページ、歳出におきまして、こちらにございます不用額。これは先年度の一般会計の主要成果報告書のほうにも少し言葉が述べられておりましたが、3年度4年度ともに7億円不用額が超えていると。昨年度よりもこの不用額については増加をしているということで執行率ともにあわせて、こちらについて予算の振り分けなどどう見ているのか。また、先ほど少しお答えいただけるということでしたので財政力指数の低下についてどういうふうに見解があるのか。

続きまして285ページ実質収支額とあわせまして、57ページ前年度繰越金。こちらの両面を見たときにここ数年で比較すると一概にこれが多い少ないが財政の余裕につながるわけではありませんが、財政部局としてこちらについて数年で少なくなっている、ここ数年では少ない数字になっているというものについての見解をいただければと思います。

続きまして94ページ、高齢者IT機器導入支援補助金ということでこちらについて携帯電話のほうに補助金が購入についてつきましたよということで、これについての執行率といいますか予定についてのこの申請件数と計画上これについてこの数字はどれぐらい達成できたものかというふうに評価しているかということをお願いします。

続きまして98ページ、公開型GIS運用業務委託料ということで窓口業務緩和また情報を公開するという目的でこちらのほうを導入して令和4年4月から運用されていますが、こちらについて令和4年度、令和3年度、窓口での対応数の減少、またはGIS自体の閲覧数などこちらがどれぐらい公開して確認されたか、または効果があったかということをお答えいただければと思います。

続きまして100ページ、行政手続オンライン化計画実行支援業務委託料ということで、こちらについての今後を見据えたこのオンライン化計画の内容、またはここで上げられたもし実施していきたい要綱などありましたら、上げられましたらこちらについて御説明をいただければと思います。

続きまして106ページ、失礼いたしました、222ページです。民間木造住宅耐震改修費補助金ということでこちら予算のほうの計上がございましたが、決算のほうには数字が

上がっていないということでこちらのほうは活用がなかったのか。また、どのような形で令和4年度は取り組んでいたのかということについてお願いいたします。

続きまして226ページ、消防団運営費の中の団員でございます。こちらにつきまして224人が定員で予算が計上されてみえると思いますが、昨年度については200人、そして今年度におきましては185.9人ということでこちらの団員の費用、定員に満たしていないのではないかと。この費用の計上についてどういう形になっていたかということについてお答えいただきたいです。

続きまして228ページ、訓練報酬ということで予算が上げてあります。こちらについては昨年度よりも増加がかなりございました。訓練回数もしくは訓練に参加できる人数などの増加なのか。この増加の要因と、あとあわせて女性消防クラブ活動推進事業費、同ページ。こちらについては昨年度比で減少しております。こちらについて団体が減少したのか、どのような形の減少の要因となったのかについてお願いいたします。

続きまして230ページ、消防施設整備費ということでこちら消火器、地域の消火器というものを増設していくということで、今年度令和5年度でも予算がかなり上がられておりますが、令和4年度時点で不足しているというふうに一般質問でもございましたが、お答えいただいていたその該当区域に対して何本分の何本ぐらいこれで計上できたのかというのがもしわかりましたらお答えいただきたいです。

その次232ページ、被災者支援システム導入業務委託料、並びに被災者支援システム使用料ということで、こちら罹災証明書の発行に関するシステムの導入だったかと思いますが補正で上がっていた。こちらについて稼働件数があったのか。もしくは稼働の状況。今システムどのような形で運用しているのかについて教えていただきたいです。

続きまして234ページ、自主防災組織補助金ということでこちらの補助に関しまして、予算の金額を考えますとこの補助の使用率といいますか利用率が若干心もとないのではないかと自分は感じるところです。これにつきましてどのような形でこの補助金についての申請の仕方でしたりとか申請があるというものに関して自主防災で御説明をいただいていたか。もしくはこれの活用についてどのような呼びかけを行っているか、今後行ってきたのかについてお答えいただきたいです。

続きまして戻りまして206、商工会補助金、商工対策費、負担金補助及び交付金ですね。こちらの中にごございます商工会補助金がございます。こちらについては補正のほうで上げていただいておりますお祭りについての費用が加わってこの補助金の金額、昨年度と変化しているのかということをお答えいただきたいです。

続きまして208ページ、商品券交付事業。こちらにつきましては1回目、2回目合わせて33万1396枚、500円券掛けるこの枚数が発行されて使用が31万6960枚ということで使用率95.6%使用されているように数字では見ているんですが、こちらについて余った分についての問い合わせ、もしくは期限がおくれて使用だったりとかの問い合わせ、こういっ

たものについてはこの事業についてどうだったのか。また、これはお答えいただけたら結構なんですけど、前何度か商品券を、商品券といいますかこういったものを交付してありますが、この使用の率といいますか、枚数に関しては今までと比べるこれは好評だったのか。もしくは使用率が悪かったのか。お答えいただけたら結構なんですけど、こちらについてお答えいただけるとありがたいです。

続きましてこちらは少し一括で、一括といいますかお話をさせていただきますが、大治町全体の光熱水費をざっと計算したところ昨年度と2900万円上昇していると自分は計算しているんですけど、この中で一番使用料が大きい建物になりますと庁舎88ページ、続きまして246ページ、小学校。そして246ページ、こちらの光熱費中学校。278ページ、スポーツセンター、こちらが大治町の中でも大きく使用がある、そして増減が大きかった施設になります。こちらについてこの光熱水費の昨年度と比較したときの上下、数字の変動につきましては使用量によるものなのか。固定経費、値段、単価などが上がったものなのか。こちらについてお答えをいただけるとありがたいです。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時19分 休憩

午後1時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長のほうからどうぞ。

○教育部長（水野泰博君）

先ほど決算の中で林 健児議員の御質問にお答えできませんでしたので、こちらで答弁をさせていただこうと思っております。

民間プールの活用についてということで経費につきまして、費用、導入、民間プールの活用の今ともし活用しなければというときの費用の比較ということですが、当初予算を組む際にこちらのほうで検討しました内容なんですけど、今後10年間に直営で学校でプールを行うとしたら費用が幾らかかるかというようなことを算出しております。小学校3校でございますが、水道料金については年間310万円程度の10年間ということで3100万円。ろ過機の保守、こちらも毎年やっておりますが、年間18万円の10年で180万円。その10年間の間にろ過機の更新が各校1回あるというふうに想定いたしまして1校1000万円の3校で3000万円、10年間で3000万円。あとろ材の更新等がこちら10年間で各校1回ずつあるというふうに想定しまして600万円。あと塗装工事がこちら10年間で各校1回あ

ると想定して1500万円。あとプールサイドのシート張りかえ工事等、こちらも各校1回で600万円というようなことで、もちろんこれは過去の工事の実績で費用は出しておりますが、全体で一応10年間で8980万円でした。今回委託の当初で組んだのが1年間で1849万8000円ということですので、当時10年間掛けて1億8498万円かかるということで、その差が倍ぐらいいは違うかなと。でございますが、先ほど課長からも答弁ございましたように、現在民間プールについては授業は先生がやっておるんですが、指導員・補助員として全体の監視員が1名、さらにインストラクターが4名授業に入っております。そういったことで親御さんからも好評を得ておりますし、児童からも本当に喜びの声が各校のブログを見ていただくとわかると思います。すごいでございまして、さらに学校の先生が日々の塩素の点検とかそういったのを行わなくてよくなったりとか、今までは1回プールを行うごとに5名ぐらいの教員が必要であったというようなことでしたが、現在は付き添い合わせて3名で行っているというようなことで学校の先生方からも喜ばれているような状況でございます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

それでは議案第34号一般会計歳入歳出決算の認定について、続きで行政側のほうから答弁のほうをお願いします。

○財政課長（富田伸司君）

それではまず不用額についてでございます。不用額につきましては年々民生費の社会福祉費、児童福祉費が多く出ております。こちらにつきましては、この中の扶助費につきまして年度末に支払いが多額な費用を生じます。また住民の方へ支払いが滞りのないようお支払いをさせていただくためにある程度の予算は確保しております。そんな中で不用額が出たというふうに認識しております。また、入札残によるものもございまして、こちらの不用額がこれだけあるということは好ましいとは思っておりませんので、事業が終了した予算につきましては減額補正するなど不用額が過大にならないようにしていく必要があると考えております。

続きまして財政力指数についてでございます。財政力指数につきましては令和4年度につきましては0.81となっております。こちらにつきましては令和4年度の普通交付税におきまして物価高騰対策で臨時財政対策費というものが需要に算入されております。それによって需要額が大きくなっております。それによりまして財政力指数が下がるといったものになります。

続きまして実質収支が少なくなっているという件でございます。こちらは繰越金と同様になりますが、こちらの実質収支額が令和4年度が令和3年度に比べまして減少しました主な原因につきましては、町税の決算額が予算額に近くなったことなどにより歳入の予算現額に対する上振れ分が減少したことなどの影響によるものでございます。実質

収支につきましては、歳入ですと予算からの剰余金、また歳出におきましては不用額の額などによって変わるものでございますので町の財政状況をあらわすものではないと考えております。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

では続きまして94ページ、高齢者IT機器導入支援補助金についての御質問でございます。こちらですが、計画上どれぐらいを想定していたか。達成、その評価ということの御質問でございますが、実績としましては申請件数が68件で総額114万2900円に対しまして、当初予算では480万という予算を計上しておりました。補助金額上限2万円ですので2万円掛ける件数としましては240件で組んでおりましたが、結果が68件ということになっております。今回この240件につきましては同じような補助金を交付している先進の市町、そちらの実績の率から大治町の65歳以上の人口を掛けて算出した金額で出しておりましたが、評価としましては65歳以上の本町のスマートフォンの保有者が実際よりは多く所有していたのではないかと。あと、補助金額2万円想定しておりましたが、実際の交付額の平均を見ますと1万6807円ということで上限に満たない件数が多くありました。こちらはスマートフォンの購入時に割引などがきいてそこまで達していなかったのかなとそういうように感じております。PRとしまして当然広報、ホームページ、メールサービスで周知を図りましたが、それ以外に近隣の携帯キャリアのショップへのチラシだとかポスター、申請書、そういったものも設置の依頼をいたしましたし、新聞各社のほうにも記事の掲載を依頼して周知を図ってきたところであります。

続きまして98ページ、公開型GIS運用業務委託料でございます。こちらについては令和4年4月1日から運用が始まったものでございます。こちらの閲覧件数の実績ですがパソコンでの閲覧、令和4年度年間で5,844件。スマートフォンでの閲覧件数は1,229件。合計で7,073件閲覧があったということは認識しております。どれぐらいの効果があったか、窓口の削減に至ったかということですが、実際に令和4年度、こちらについて正確に何件申請があったというカウントはしていないものですから正確にはわかりかねる部分がございますが、担当部署の感触では減っているというような、来庁しての問い合わせは減っているようなことは伺っております。それは閲覧件数からもうかがえるのではないかとこちらは評価しているところでございます。

続きまして100ページ、行政手続オンライン化計画実行支援業務委託料。こちらについてですが、こちらの実施した内容についてですが、オンライン化計画につきましては令和3年度に策定したものです。そのオンライン化計画を実行に移すための業務委託ということで、内容としましてはオンライン化に向けた手続、その中でマイナポータル、こちらを活用して行える27手続あるんですが、例えば子育て関係の児童手当の認定請求だとか保育所の利用申し込み、また介護の関係ですと要介護認定の申請等々、あとは引越しの際のワンストップということで転出届、こういったもののオンライン化に向けて、

まず今の業務の流れを洗い出しをして、その中でどういう形でオンライン化ができるかというのを業者の方と担当がヒアリングをして調査を行った結果に基づいてオンライン化に向けた業務フローを策定したといった内容になっております。また27手続以外にもあいち電子申請届け出システム、こちらを活用した手続として13手続。例えば職員採用試験の申し込みですとか住民票の写しの交付の請求だとかそういった手続がありますが、こちらについても業務フロー、同じように今の行っている業務の流れからオンライン化に向けた流れの業務フローを作成していただくといったそういった事業になりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

206ページの商工会の補助金でございます。こちら補正が終わった後の決算ということになりますのでよろしくお願いいたします。

続いて208ページ、商品券の関係でございますが、期限が過ぎたものについての取り扱いでございますが、電話で問い合わせがありましたのは期限の過ぎたものについては利用ができないという案内、対応をさせていただいております。なお、前回今までの分と比べるとということでございますが、こちら資料を持ち合わせておりませんので答弁は差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

続きまして222ページになりますが、民間木造住宅の耐震改修費の補助金でございます。掲載がないがということで活用があったのかという御質問だと思いますが、今回令和4年度におきましては申請がございませんでしたので、議員おっしゃるとおり記載がありません。また周知に関してですが、ホームページでの掲載、また広報への掲載、あと前年度の診断者に対して案内の通知を送付してございます。また、地区を絞ってポスティング等を行いながら耐震の周知を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○防災危機管理課長（鈴木昌樹君）

続きまして226ページ、消防団報酬です。こちら定数のお話ございましたが、当初は当然定数で組ませていただいておりますが、定数が足りておりません。185名とあと年度途中に2名の分が執行させていただいております。

続きまして228ページでございます。訓練報酬、こちらにつきましては令和4年度にもともと執行額が少なくなっている見込みとしまして、予算につきましては年末夜警や実動訓練等定数でみておりました。しかしながら、実動訓練につきましては小規模で実施したことによりましてこのように予算額と執行額に大きな差異が出てきたということでございます。

続きまして228ページの女性消防クラブの補助金。こちらにつきましては活動自体がコロナ禍において活動縮小をいたしておりますので、そのための不用額が出てきたことに

伴うものでございます。

その次230ページの消防施設整備費の補助金です。消火器の不足についての御質問ございましたが、こちら4年度事業につきましてもは地元要望からの交換のみを対応しているものでございます。消火器の設置につきましてもは今年度から町側へ管理が移りましたので、今後複数年かけて充足させていきたいと考えております。

その次232ページの被災者支援システム。こちらの利用状況でございますが、今現在実働はしておりますが、こちらのシステムについて利用実績はございません。

その次234ページ、自主防災組織補助金。こちらにつきましてもは、当初予算のほうでは実績に基づきまして全部の団体が活用できるように計上はさせていただいておりますが、実際の申請が少なかつたということでございます。訓練、資材ともに少なかつたということでこのようになっておるものでございまして、周知につきましても連絡会がございましてその中で活用についてはしていただくということで御案内は申し上げます。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

続きまして光熱水費の関係でまず88ページの庁舎管理の光熱水費でございます。こちら前年度に比べて上がっているということで単価が上がったのか、使用量が上がったのかという御質問でございますが、庁舎管理に関しましては両方ということがあるんですが、一番大きいのは燃料調整費の高騰。これに伴いまして単価が上がったというのが一番大きな要因となっております。そのほか使用料のふえたということが理由としてはあるんですが、その理由としましては令和4年度は選挙の多い年でございまして、夏の参議院選挙、冬の知事選、いずれも暑い時期と寒い時期というのが重なりまして、その間は土日も夜も期日前投票を開設している関係で空調をずっと動かしていたという関係もありまして、大体4年に1回はこういう使用料が上がる年になっております。前年度と比べると上昇しているとそういった結果になっております。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

同じく光熱水費につきまして小中学校費でございます。使用量、使った量につきまして大きな増減はございませんが、単価のほうが上がっているということで決算額の増となっております。以上です。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

スポーツセンターの光熱水費のことになります。令和3年度から令和4年度にかけてですが、使用量の増とそれから基本料金単価の増と両方ございました。使用量の増のほうでいきますと令和3年度で申しますとコロナ禍でスポーツセンターが休館になっておったり使用ができなかつたりする時が多かつたものですから、その影響で使用量のほうで令和4年度でかなり増加しておるということでございます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第35号令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫君でございます。43ページ44ページお願いいたします。まず実質収支額が1億7857万で支払準備基金が8186万と大分実質収支額、これは結局剰余額だと思うんですがそれが多いと。一応、地方財政法という法律がありまして、今引きます、待っててください。地方財政法第7条で「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」とあるんですが、余りにも実質収支額、剰余額が基金に比べて非常に多いんですが、そこら辺地方財政法第7条との観点でどういうふうにお考えかというのが1点と、基金はよく基金が多く残っているとそれだけ余裕があるから国保税引き下げまして国保税下げるとか値上げを抑えるとかそういうことが言えるんですが、こういう剰余金、実質収支額、繰越金というのは表に出にくいもので実際これ2つ合わせたのが貯金だと思うんですが、そこら辺なぜ繰越金をこんなに多くしているのかと。基金にも繰り入れればよいと思うんですが、それが2点目です。

3点目は、この支払準備基金、定期、普通、どのように運用しているのかというのをお聞きしたいと思います。

4点目です。実質収支額、剰余金ですが、剰余金はお金として銀行なんかに入れてい

るんですか。現金で持っているんですかね、これだけ。ちょっとそこら辺基金は銀行などに入れているということはわかるんですが、その4点お願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

では1つ目の質問、実質収支額の額が多いという質問です。この国民健康保険事業についてはやはり医療費というのが変動が多いと思います。年々そういったところもありますのでなかなか読みにくいところはございますが、結果的に今回は昨年と比べるとここは少ない数字にはなっておりますが、結果的にはこの金額になったというふうには認識はしております。

繰越金につきましては、やはり医療費を支払いしていかなければいけないというようなことが4月から始まってまいります。そんなところで運用といたしましてそういったところに充てながら運営をしておるところでございます。

実質収支額につきましては、済みません補足ですが、一般会計から繰り入れさせていただいておるところがありますので、精算しながらまた返還のほうはさせていただいております。

基金についてはまた金融機関のほうに……

〔「定期と普通」の声あり〕

○保険医療課長（水野克哉君）

定期預金ですね。

〔「定期が幾らで普通が幾ら」の声あり〕

〔「ちょっと暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者兼会計室長（新井敏和君）

今御質問ありました国民健康保険特別会計の基金の運用についてでございます。令和4年10月4日に満期を迎えました4000万については継続して定期預金で預け入れを行っております。国保会計の基金残高8186万9544円全てを基金の定期預金として管理しております。また繰越金の1億7800万571円、354円については歳計外現金のほうで管理しております。

〔「現金で持っているんですか」の声あり〕

○会計管理者兼会計室長（新井敏和君）

預金、普通預金です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

重ねて質問いたしますが、先ほど課長の答弁の中で医療費の変動という件がありましたが、前は市町村で単独で国保会計やっていましたが、今は広域で、県と広域でやっておりますので医療費かかった分、当該年度は原則的に県のほうが支払ってくれると。県からお金が来て、今年度かかった分は来年度県から請求が来るという制度ですので医療費が変動することによって何か、ということは基本的にはないんですが。何で医療費が変動するから繰越金たくさん持たないかんのかと。基本的に予算組むときに大体県から幾らかかるかわかるので、当該年度の医療費は県が払ってくれるんです、当該年度は。来年度に請求が来るわけだから広域化しているんでそこら辺どうお考えなのかというのと、私聞いたのは地方財政法第7条で剰余金を生じた翌々年度までに基金に組み立てろということを行っていると思うんですが、それを基金に組み立てないで一般会計に戻しちゃったら、本来国保に残していけば、基金に入れていけば国保税下げたり値上げを抑えたりできるのに返しちゃったら国保税の負担がふえるだけでそういう考え方はすべきではないと思います。

あとですね、定期4000万でその残り普通預金ということで普通預金残り4000万円以上あると思うんですが、歳入の中で16ページ17ページごらんください。支払準備基金利子ということで4,000円あります。ちょうど切りのいい数字でこれ大抵定期預金の利子だと思んですが、普通預金も4000万ちょっとあれば利子が出るはずですが、どこに国保のこの基金の普通預金の利子が入っているのか。

また繰越金で何か言われましたが、どこかに入れてあるということでこれも普通預金でしたら利子がつくと思うんですが、それはどこに入っているんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者兼会計室長（新井敏和君）

済みません。今議員のおっしゃいました利息については国民健康保険の特別会計4,000円についてはおっしゃるとおり定期預金に預けた分でございます。また、普通預金等に預けている利息についてはということですが、普通預金においては全て決済性預金という形で、普通預金の中でも決済性預金の区分として預け入れを行ってござりまして全額が担保されるかわりに利息がつかないという預金になっております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

医療につきましては、県のほうから納付いただいて国保連を通じて医療機関のほうに支払っているものでございますので、翌年度に支払うというような考えのものではございませんのでよろしく願いいたします。

あと繰り入れのところにつきましては、赤字補填分を繰り入れさせていただいておりますので精算して返しているというところで進めております。よって先ほど話に出ました地方財政法の中において翌々年度の年に2分の1が積み立てられるように検討はしていきたいというふうには考えてはございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと課長、私の質問の趣旨理解していただいていないんですが、広域化してかかったのは当然国保連に払う。県からいただいて国保連に払って、ただ実質的に今年度かかった分は来年度県からその分は請求が来ると。だから当然大治町が払うんだけど、そのお金は県から来る。来年度請求が来るから当該年度で変動があろうが国保財政上は問題がない、次年度で考えられるから。広域化する前は医療費はわからない、ふえたり減ったりして補正予算組んだりとかいろいろ足りなくなったりしますが、基本的に今はないと。形式の問題ではなくて実質的に今年度かかった分は実質的には来年度の負担になるわけで、実質的です。形じゃなくて。それが広域化の考え方なので。だからそれを医療費が変動するからわからんから繰越金を余分に持っておらないかんということではないと。私が言いたいのは、繰越金、剰余金を一般会計に戻したら国保財政も苦しくなる。ですから残しておいて基金に積み立てて、それで国保税を下げる。もしくは引き上げ額を減らす。この考え方のほうが妥当ではないだろうか。だって、国保税高くて払えなくなっているわけで本当に、以前に比べても大分。もっと言うと一旦は収納率が県下の中でも私が知っている限り最低だったのが上がってきて、また下がってきているという状況もある中でそういう考え方ですね……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、質問してくださいよ。演説はだめです。

○11番（吉原経夫君）

まず広域化の考え方をちょっと理解しているのかどうか。実質的に来年度に負担になるわけだから、医療費は。実質的な問題です。それ1点ともう1点は、地方財政法第7条の規定にもあるように、それを活用して一般会計に戻すのではなく基金に組み立てるべきだと思うのですが、どうかと。その2点どうですか。

○保険医療課長（水野克哉君）

先ほど答弁を申ささせていただいたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他に質問ありませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。10ページ、一般被保険者国民健康保険税ということで歳入の件でお伺いさせていただきたいと思います。一般会計につきましては収納率が上がったりがったりという形はありますが、今回国保、国民健康保険につきましては収納率が年々下がってきているということで、こちら4年度も検証しておられますが、こちらについてどうお考えになれていますでしょうか。また収納率上げるために4年度はどのような取り組みをされてみえますでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

収納率の御質問をいただいております。国保税につきましては、やはり現状年齢が上がると後期高齢者に移行していくということで国保の調定というのはだんだんと少なくなっているような分析をしてございます。そんな中で4年度の収納率につきましては、医療費の分でいきますと90%を超えているような状況ではございますが、まだまだ収納率としましてはもっと収納をしていかなければならないようなところではございますので、収納課のほうと一緒に協力しながら4年度においても休日滞納の整理でしたり、保険医療課においては短期証の発行で対応させていただきながら収納率の向上には努めておるような状況でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

ちょっと数字の確認ではありますが、先ほどのお答えいただいたものについては現年度分の収納率が上昇したということでよかったですか。過年度分といいますか滞納繰り越し分の収納率等々を合わせると自分のほうは下がっているんじゃないかという形で質問をさせていただいたんですが、こちらについてはそういう解釈でよろしかったですか。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。まず先ほど申した数字ですが、そちらは現年度分となります。こちらは90.44%でございます。滞納繰り越し分を合わせますと若干ではございますが減ってございます。4年度は74.13%ということで昨年に比べると少し減っているような状況でございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9、議案第36号令和4年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第10、議案第37号令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

34ページの地域包括支援センター運営事業費の委託料でお願いいたします。これ当初予算が2540万7000円で2451万9969円の決算ということでほとんど予算に近いので問題ないとは思いますが、体制ですね。職員体制。1年間通してちゃんと4名体制であったのかどうか。以前ちょっと欠員だった事例もあったのでお聞きします。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

地域包括支援センターでございますが、令和4年度職員4名の体制でやっておりました。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第11、議案第38号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第12、議案第39号令和4年度大治町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第13、議案第40号海部東部消防組規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫君です。議長の指名に基づき質問させていただきます。今回規約の改正ということで海部東部消防事務組合であま市と共同して運営していた介護認定と障害度の認定ですね、その業務。あま市・大治町、また別個でそれぞれ単独でやっていくということですが、これに至った経緯ですね。そこら辺どのような経緯でやっていくようになったのか。そこら辺の説明をきちっとまだ伺っていないのでそれをお聞きしたいと思います。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

介護認定審査会業務、障害認定審査業務の移行につきまして、その経緯でございますが、海部東部消防組合のほうから消防力の強化ということで消防に専念したいということでお話がありまして、あま市・大治町で協議してそれぞれで事務をやっていくことになりました。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第41号海部東部消防組規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。財産分与、当然でございますが、それよりもっと大切というか職員体制。海部東部消防で認定業務に携わっていた職員の方、どうされるのか。そこら辺説明をまだ受けていないので、この場でしかちょっと聞けないかと思ひましてお聞きします。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、ただいまの話は大治町の職員ではない。海部東部消防組合の職員のことで、すのでこちらで答えることはできないということです。

○議長（松本英隆君）

他に質問はございますか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

海部東部消防に関する事だから答えられないということでございますが、ちょっと来年4月どうなるかわかりませんが、もし出向等々大治町にある場合、当然説明等あると思うんですがそこら辺はなんでしょうか。当然、海部東部消防と話し合いの上ですが、いつかそれなりにまとまった段階でそれは説明等していただかないとやはり4月以降運営が心配なんです。当然それは考えられると思いますが……、ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員、それは海部東部消防組合のほうからとか何かという意味なのかな。決まっ
てからとかですよ。

○11番（吉原経夫君）

ただ、当然3月議会の会期中かもしれないけれどね。いつかわかりませんが。

○議長（松本英隆君）

それは報告できる段階が来ましたら、行政のほうから報告をいただくということによ
ろしいでしょうか。

○11番（吉原経夫君）

はい。

○議長（松本英隆君）

他に質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで議案第31号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして
て、答弁の修正依頼がありましたので行政側から報告をさせます。

○長寿支援課長兼多世代交流センター所長（松木田英作君）

議案第31号大治町介護保険特別会計予算補正予算でございますが、13ページ歳出、介
護施設等整備事業費補助金1400万円の交付につきまして、事業所開設後に交付と答弁し
ましたが、こちらを整備事業完了後に交付に修正させていただきますのでよろしくお願
いします。

○議長（松本英隆君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時29分 散会